



お知らせ

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)へ

①令和6年度からの介護保険料が変わります
65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。

令和6年度~令和8年度の介護保険料(年額)の計算方法
基準となる月額保険料 9,249円×12月=年額 110,988円(基準額)
基準額(110,988円)(年額)×所得に応じた割合(0.335~3.00)

詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。
②介護保険料決定通知書を送付します
口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 介護保険料コールセンター
☎06-7777-4269
4月16日(火)~30日(火)
9:00~17:30(土・日・祝日を除く)

問合せ 保健福祉課(介護保険)
5階51番窓口 ☎06-6659-9859

人情マガジンにしなりVol.29を発行します!

4月上旬から、区役所、区民センター、区内主要駅構内などに配架します。



問合せ
市民協働課
7階73番窓口
☎06-6659-9734

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

令和6年4月分からの手当月額が次のとおり改定されました。

		令和6年4月から
①児童扶養手当		
児童1人	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円~10,740円
児童2人目の加算額	全部支給	10,750円
	一部支給	10,740円~5,380円
児童3人目以降の加算額	全部支給	6,450円
	一部支給	6,440円~3,230円
②特別児童扶養手当		
1級		55,350円
2級		36,860円
③特別障がい者手当		
		28,840円
④障がい児福祉手当		
		15,690円
⑤経過的福祉手当		
		15,690円

問合せ ①②保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824
③④⑤保健福祉課(地域福祉)
5階51番窓口 ☎06-6659-9857

あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください! ひとりで悩まずご相談ください! 生活自立相談支援窓口「はぎさぼーと」

●住むところがない、家賃が払えない・・・
●仕事が見つからない・・・
●家族のことで悩んでいる・・・
●社会に出るのがこわい・・・ など
あなたのその悩み、「はぎさぼーと」と一緒に解決しましょう!相談は無料、秘密は厳守します。
おひとりで抱え込まず、まずは話してみませんか?

問合せ はぎさぼーと(西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体) 6階64番窓口
☎06-6115-8070



西成区子育て支援担当LINEアカウントの運用終了について

西成区子育て支援担当LINEアカウントは令和6年3月31日をもって運用を終了しました。長らくご利用いただきありがとうございました。

現在、子育て情報や災害に関する情報、イベントや生活に役立つ情報などさまざまな情報を大阪市公式LINEアカウントで発信しています。ぜひ、この機会に大阪市LINEの友だち追加をお願いします。

問合せ 総務課 7階72番窓口
☎06-6659-9683



犬や猫を愛する皆さんへ 4月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物の好きな人ばかりではありません。動物が命あるものであることにかんがみ、人と動物の共生に配慮し、次のことを守って、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。

- ・トイレトレーニングをしましょう。
- ・鳴き声を防止しましょう。
- ・無責任な放し飼いはやめましょう。
- ・不妊・去勢手術をしましょう。
- ・愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- ・犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受けましょう。

問合せ 保健福祉課(地域保健)
2階21番窓口 ☎06-6659-9973

津守下水処理場の一般公開 **入場料無料**

下水道施設の役割について市民の皆さまに広くご理解いただくため、津守下水処理場の一般公開を行います。

日時 4月27日(土)
10:00~15:00(小雨決行)
場所 津守下水処理場(津守2-7-13)
問合せ 建設局 西部方面管理事務所設備課
☎06-6561-0160
☎06-6567-6410
(平日9:00~17:30、4月27日(土)は15:00まで)



国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

①令和6年度(令和6年4月~令和7年3月)の保険料
○国民健康保険
・保険料の決定時期
6月に決定し、6月中旬に世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。
・支払方法
◎口座振替や納付書などでお支払い(普通徴収)の世帯
1年間分の保険料を6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。4月、5月は新年度の保険料の納付はありません。
◎年金からお支払い(特別徴収)の世帯
1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。
・保険料の納付相談
6月中旬以降は窓口が大変混雑し、相当な待ち時

間が発生します。
新年度の保険料は、6月3日(月)から相談できますので6月になりましたらお早めにお問い合わせください。
・視覚障がいのある世帯主の方へ
決定通知書の主な内容を点字文書にして同封することがあります。ご希望の方は電話でお申し込みください。
○後期高齢者医療
・保険料の決定時期
7月に決定し、7月中旬にご本人へ「後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。
・支払方法
◎口座振替や納付書などでお支払い(普通徴収)の方
1年間分の保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただきます。4月~6月は新年度の保険料の納付はありません。

◎年金からお支払い(特別徴収)の方
1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。
②国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のための所得申告書をご提出ください
所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられません(国民健康保険は世帯全員の所得が判明する必要があります。後期高齢者医療は本人と世帯主の収入が判明する必要があります)。税の申告が不要な場合でも、所得の申告を行う必要があります。
所得がないなど市・府民税の申告の必要のない方で、「国民健康保険料のための所得申告書」または「後期高齢者医療保険料のための所得申告書」が届いている方は、お早めに提出をお願いします。
問合せ
窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎06-6659-9956

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ各種保健事業を実施しています

後期高齢者医療健康診査
生活習慣病や加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックを行います。4月下旬以降に「健康診査受診券」を送付します(年度途中で75歳になる方には、誕生日の翌月に送付します)。受診の際は受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。
後期高齢者医療歯科健康診査
歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをします。4月下旬以降に「歯科健康診査のお知らせ」を送付します(年度途中で75歳になる方

には、誕生日の翌月に送付します)。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。
※病院・診療所に6か月以上継続して入院中の方、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所・入居している方は健康診査・歯科健康診査の対象外です。
人間ドック費用の一部助成(年度中1回 上限26,000円)
人間ドックを受診したときの費用を一部助成します。いったん費用を全額負担いただいた後、保険年金担当(6階61番窓口)に申請してください。

【申請に必要なもの】
受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書一式(コピー可)、後期高齢者医療被保険者証、口座情報の分かるもの、申請書
※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者ご自身で記入されない場合は、申請者の印鑑が必要です。
※検査結果通知書の写しに印じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください。
問合せ
大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課
☎06-4790-2031

